

平成 28 年 2 月 17 日

海事局船員政策課

海技課

外国船舶監督業務調整室

国際海事機関(IMO)第3回人的因子訓練当直小委員会(HTW3)の結果について**概 要**

1. 旅客船に乗り組む船員に対する新たな訓練要件について合意
2. 1995年のSTCW-F条約について、採択以来、初めての包括的見直し議論開始
3. 船員の疲労の軽減・防止のための「疲労の軽減及び管理に関するガイドライン」の見直しについては、CGを作り、次回小委員会(HTW4)まで、会議間における審議を継続
4. 船員の休息時間及び証明書に係るPSCガイドラインの見直しについては、7月開催のIII小委員会及び次回HTW4で継続審議

2月1日から2月5日までの間、英国ロンドンにおいて、国際海事機関(IMO)第3回人的因子訓練当直小委員会(HTW3)が開催され、我が国からは、在英日本国大使館、国土交通省、(独)航海訓練所、(独)海技教育機構、(一財)海技振興センター、(一社)日本船主協会等から構成される代表団が出席しました。

今次会合における主な審議内容・結果は、以下のとおりです。

1 旅客船に乗り組む船員及びその他の要員の訓練要件**(1) 背 景**

2012年5月にイタリアにて発生したクルーズ旅客船コスタ・コンコルディア号の事故を受け、同年5月の第90回海上安全委員会(MSC90)において、旅客船の安全対策強化について審議が行われ、速やかに実施すべき運航上の安全対策(短期的措置)と、事故調査結果を踏まえた技術的検討に基づき実施する安全対策(長期的措置)に分けて検討を進めることが決定されました。さらに、MSC92において、2013年5月にイタリア政府から公表された同事故の調査報告を踏まえ、今後検討が必要と考えられる項目について暫定的に決定し、その中で旅客船乗組員の訓練内容の充実についても検討することとなりました。

前回会合では、米国から、STCW条約及びSTCWコードの一部改正案が提出され、作業部会で徹底した議論を行いました。検討時間が不足したことからHTW3で引き続き検討することとなりました。これにより、旅客船の安全訓練に関する見直しの完成年度を2016年に延期しました。

(2) 審議結果

小委員会は、米国及び国際クルーズ会社協会(CLIA)からの提案をベースに、国際海運会議所(ICS)及びインターフェリー(INTERFERRY)からの提案も踏まえ審議を行い、STCW条約附属書及びSTCWコードの改正案を取りまとめ、委員会による承認のためMSC96に報告

することに合意しました。主な改正案の内容は、以下のとおりです。

① 全ての乗組員に対し、自己の職務区分、任務、責任に応じた以下の客船非常習熟訓練の導入（STCW条約に新規追加）。

- ・ 非常時の計画、指示及び手順の実施についての習熟
- ・ 非常時に旅客との効果的な意思疎通を図るための能力

② 群衆管理訓練に求められる能力、知識・理解及び技能、能力証明方法・評価の基準を明確化し、新たに能力基準表を策定（STCWコードの改正）。

今次会合で合意されたSTCW条約及びSTCWコードの一部改正案は、2016年5月のMSC96において承認された後、同年11月のMSC97において採択され、2018年7月1日からの発効となる見込みです。

2 STCW-F 条約の包括的見直し

(1) 背景

昨年6月に開催されたMSC95において、我が国は、アイスランド、カナダ、ノルウェー及びニュージーランドとともに、1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW-F条約」という。）の包括的見直しについて、IMO議題として新規に追加する提案を文書で提出し、承認されました。

(2) 審議結果

小委員会は、我が国提案を踏まえつつ、STCW条約の過去2回（1995年及び2010年）の包括的見直しの手順を踏襲し、見直しに係る基本的考え方と暫定的見直し事項について議論しました。議論の結果、小委員会は、以下のとおり取りまとめ、MSC96（本年5月開催予定）に報告することが承認されました。

1. 主な基本的考え方

- (ア) 見直しは、現行の基準及び要件を引き下げない。
- (イ) 見直しは、条約遵守の柔軟性を確保する。
- (ウ) 条約は、各主管庁が自国の経済基盤及び資源に最も適した訓練計画を採択することができるようにする。

2. 主な暫定的見直し事項

- (ア) 条約本文の条項は改正しない。条約附属書の構成を見直す。また、強制要件と勧告要件とに分けて整理することを検討する。
- (イ) 漁船の大きさを示す指標として、「長さ」からトン数への読み替えの導入について検討する。
- (ウ) 証明書の取得のための海上航行業務の期間について見直し、また、明確な能力基準について検討する。

3 疲労に関するガイドラインの見直し

(1) 背景

2014年11月に開催されたMSC94において、HTWの新規成果となった「疲労に関するガ

イドラインの改訂」は、HTW3 の議題として取り上げることとされました。

前回会合では、HTW において「疲労の軽減及び管理に関するガイドライン」(MSC/Cir. 1014) の見直し及び更新を検討することとなり、①豪州がガイドラインの改訂案の提案をすること、②ガイドラインの改訂は HTW3 及び HTW4 で完了することが決定されました。

(2) 審議結果

小委員会は、オーストラリアからのガイドライン案をベースに審議を行いました。今次会合では、審議内容が多く、時間的な制約から全て審議をすることができなかったことから、同案について、引き続き検討を進めるため、小委員会は、コレスポnden スグループを作り、会議間における審議を継続することを承認しました。

4 船員の休息時間及び証明書に係る PSC ガイドライン

(1) 背景

2014年11月に開催されたMSC94において、第1回規則実施小委員会 (III 1) において審議された「船員の休息時間及び証明書に係るPSCガイドライン」の草案の審議を、前回会合に付託することが決定されました。前回会合では、本ガイドラインの内容について検討がなされたものの、証書についてのみ焦点が当てられており、休息時間についての記載がないこと等が指摘され、また時間的制約から最終化には至りませんでした。そこで米国が本ガイドラインの改訂提案を今次会合に提出することとなりました。

(2) 審議結果

小委員会は、米国提案からの提案をベースに、標記ガイドラインの見直しを行ったものの、PSC の実施手順に係る部分については、III 小委員会にて詳細審議が必要なため III 小委員会に送付すること、またガイドライン附属の表については、時間的制約から審議に至らず、HTW4 での最終化にむけて作業を継続することを委員会に報告することとしました。

以上

問い合わせ先：TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1643

国土交通省海事局船員政策課 伊崎、木村（内線 45-103 45-134）（全般、1, 3 関係）

海技課 鵜山（内線 45-336）（2 関係）

外国船舶監督業務調整室 森（内線 43-175）（4 関係）